

平成 23 年 1 1 月 2 4 日

## 第 2 2 回 栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 1 1 月 2 日（水）午後 7：00～9：00  
場 所： 市役所 3 階 正庁  
出 席 者： 児玉委員長他市民会議委員 36 名  
事務局：高橋課長他 7 名

### 議事要旨

#### ○ 委員長

- ・ 前回、積み残した第 15 条【交流】について、委員から意見をいただいているので、それを審議していただきたい。
- ・ その他のことは確認ということで進めさせていただきたい。

#### (1) 第 15 条【交流】について

#### ○ 委員長

- ・ 修正案について事務局より説明願いたい。  
～ 事務局による説明 ～
- ・ 5 名の委員から意見をいただいた。
- ・ それぞれの意見を踏まえて、事務局と相談のうえ修正案として「～積極的交流を図ることが期待され～」と改めることを提案したい。
- ・ 全ての方に満足していただける修正ではないかも知れないし、「期待され」という言い回しが法令の言い回しとして違和感がないというわけではないが、委員からの趣旨をなるべく反映することが大切だと思ったので A 委員の意見の前段の部分を踏まえた修正とさせていただいている。
- ・ 一から条文を練り直すのは難しいと思い、これまでの議論の積み重ねを踏まえたうえで最小限の修正に留めさせていただきたいと思う。
- ・ 特に異議がないので修正案のとおりとしたい。
- ・ その他についても意見をいただいているので、その点についても確認したい。  
～ 事務局による説明 ～
- ・ 参考意見として再度確認していきたいと思う。
- ・ B 委員からは【交流】について。
- ・ A 委員からは【国際交流】と【交流】を含めた提案となるが、先ほどの趣旨で最小限の修正とさせていただきたい。

- 話がそれるが、まちづくりにとって交流は非常に重要な論点だと私は考えているので、これが最後の論点として残ったのは象徴的だと思う。
- 全国の元気のあるまちの事例を調べてみると交流が盛んである。例えば長野県小布施町という小さな町は人口は 1 万人だが、年間 100 万人以上の観光客が来る。そこで活発なのは「小布施セッション」という活動で、有識者を招いてシンポジウムを開催したり、住民と外部の人との交流が盛んに行われている。交流の経験を活かすことがまちづくりの一步なのだと思う。
- C委員からは今回の市民会議は最高に活発な検討会議だったという意見をいただいたが、他の委員の方々にも非常に盛り上がったという印象を持っていただけたならば会議として成功だったのではないかと思う。
- この市民会議は自治基本条例を作るための会議であるが、個人的には自治基本条例が市民を作っている。この 22 回の会議を通して栃木市に関心を持っていただくということが叶ったのであれば、市民会議として成功したと言えるのではないかと思う。
- 前文については、前回の会議で了解いただいているので参考意見とさせていただきます。
- D委員からは公募委員について具体的に岸和田市の例を挙げていただいたが、個別の条例の話になると思われるので、委員の公募についての具体的な規定については個別の条例なりガイドラインに委ねるということで市長へ答申する際に申し送りしたいと思う。
- 地域自治区についても提案いただいているが、市民会議としてはこれ以上意見集約することは困難で、本則の方に反映させることは難しいと思うので、参考意見とさせていただきます。地域自治区については自治基本条例と並行して議論していかなければならない大きなテーマかと考える。
- パンフレットに児童、生徒から募集したポスターを掲載する件については私からも事務局にお願いしたい。

#### ○ E委員

- 意見ではないが、D委員の提案資料の中の発言には、団体選出の委員は役に立たないから、人数を減らし、オブザーバーで良いではないかという旨の内容が記入されている。これは会議の中で出すべき意見ではないと思う。
- もし欠席が多いというのであれば、今までの 22 回の会議の個別の出欠状況を教えていただきたい。自分ができる範囲で出席しているので、

公募委員に劣らないと思う。

- 上から目線で同じ委員を下に見ているように感じる。これは取り消していただきたい。
- D委員
  - 自分は全ての方とは言っていない。第2回目以降ずっと欠席の委員も中にはいると思う。
- E委員
  - 一部の委員であれば、このように書面で表す必要はないのではないか。自分は非常に侮辱されたように感じた。
- D委員
  - 自分が言いたいのは、総合計画懇談会の委員の構成における公募委員の選出の仕方は、一般市民の意見を取り入れる機会を阻害しているので、それであれば団体選出の委員を見直して、公募委員を増やした方が良いのではないかということ。
  - 自分はE委員のことをそういう風に思っているわけではなく、中にはそういう委員がいるので、という意見だった。
- E委員
  - そうであれば、このような場で書面にすべきではないと思う。同じ委員の中で差別をしている。
- D委員
  - 名前を出すならば差別かもしれないが、そうではない。
- E委員
  - 団体選出の委員としてはみんな同じなのだからそんなことはない。
- F委員
  - 自分は団体の長として、どうしても都合が着かない場合がある。その場合代理がきかないので欠席をした。
  - 団体の長を受けた以上はやるべきであり、公募委員であっても、今後条例で自分の発言や行動に全て責任を持つという規定が入ってくるのだから、このような会議で発言するならば、皆さんで参画して作った条例を守り模範を示していただきたい。
  - 公募委員であれ、団体の代表であれ、参画していくのであれば今後このことを守って責任を持っていただきたい。
- 委員長
  - それぞれもっともな意見だと思う。
  - それぞれ言葉の行き違いのようなどころはあるのだろうが、このように委員同士で意見を交わせる状況は、この市民会議で目指していたところなので、これまで会議を重ねてきて良かったと思う。

- D委員はきちんと記名のうえで意見を述べているので、言葉については責任を持っていると了解していただきたい。
- 公募委員の方からすると欠席が目立つ方には少なからず不満があると思われる。
- 進行役としては団体には代理出席を出していただけるとありがたい。公募委員は個人として参加しているが、団体選出の委員は団体の代表として参加しているので、関わり方は一様に言えないのかなと思う。
- 団体の代表は夜に団体自体の会合を持つことが多く、それと重なってしまうという意見もあった。
- 一番問題だと思っているのは行政が市民会議や懇談会等を設置しすぎているのではないかということ。そうになると団体の代表は掛け持ちになってしまい、会議が競合することがある。個人的には行政の課題としてはこういった会議を絞り込んでいくことも大切なのではないか。
- いろいろな意見があると思うが、これを踏まえて市民会議のありかたを検討していけたらと思う。

## (2) 自治基本条例素案提言書の確認

### ○ 委員長

- 続いて事務局より説明願いたい。

#### ～ 事務局による説明 ～

- 来週予定している市長への提言であるが、先ほど 15 条については確認させていただいたわけだが、前回の市民会議の議論や指摘を踏まえた修正は加えてあるので、修正箇所を中心に説明していただいた。
- 実際には条例素案と解説書、その他にいくつかの資料を添付するということになる。

### ○ G委員

- 提言書の 2 つ目の付帯事項の住民投票の請求要件について「6 分 1 以上とする意見は旧栃木市の自治基本条例を参考に～」と記載されており、解説にも同様のことが記載されていたが、自分の意見は異なる。
- 自分が 6 分の 1 を提案した理由は、住民投票は市長や議会が住民の意向と異なることを行っているという思いから行われるものだと思う。そういった案件なのだから投票率としては 75% (3/4) 程度はあるべきであり、その過半数 (1/2) を獲得すれば住民の意向は成立する。そこに住民投票を求めるとすればその成立の票数の半分 (1/2) は連署として必要だということで、 $3/4 \times 1/2 \times 1/2 = 3/16$  となる。それに近く切りがよい数字として 1/6 という提案をした。

- 他の委員が旧栃木市を参考にしたかも知れないが、少なくとも自分はそういう思いで意見しているのだからこの表現は失礼ではないか。十分な論拠もなく真似事と思われたくないので、わざわざ旧栃木市を参考にしたということ書く必要はないと思うので削除していただきたい。
- 委員長
  - 一定のハードルを設けるべきだという理由だけでは、対案として重みがないので何かしらの理由はつけたい。
  - 旧栃木市を参考にしたという表現は誤解を招くということで削除する。これに代わる他の言い方を考えたいのだが、他に意見はないか。
- H委員
  - 自分も 1/6 に賛成したのだが、自分は旧栃木市を参考にした。
- I委員
  - G委員の意見を大切にして、我々市民会議の中で市民の意見として 1/6 という意見が出たとすれば良いのではないか。
- 委員長
  - 確かにそうなのだが、もう少し具体的な根拠がほしいと思っている。
  - 質問者のG委員から一任いただけるという意見をいただいたので、今のような趣旨を踏まえ、自分の責任で書きなおさせていただく。
  - 他に質問はないか。
- J委員
  - 前回、第 16 条【議会の権限と責務】第 4 項において全ての会議についての説明として（ ）の中に二重で（ ）が使われているが、そういった例はあるのかという質問に対して、委員長からそういった使い方はないとの旨言われたのに修正されていなかったので指摘させていただく。
  - この表現では対象となる全ての会議について、分かりにくく、議会運営委員会や全員協議会等が含まれるかわからない。
- 委員長
  - 前回自分が言ったのは（ ）を二重で使うことはないということではなく、『 』（二重かぎかっこ）を使うことはないという意味だった。
- 事務局
  - 「議会は、全ての会議（委員会及び地方自治法（～略～）第 100 条第 12 項の規定による協議会又は調整を行うための場を含む。）を～」という場合、全ての会議とは本会議以外には、まず、議会運営委員会を含む委員会がある。
  - 次の「地方自治法第 100 条第 12 項の規定による協議会又は調整を行うための場」とは栃木市市議会会議規則に具体的に規定されている

議員全員協議会、各会派代表者会議、議員研究会の3つである。

- 地方自治法の説明で（ ）が二重になって確かにわかりにくい、例規としては使用している。
  - 少しわかりにくい、正確を期してこのような表現をとっている。議会にも確認をし、委員長と相談の結果修正を加えないとした。
- F 委員
- 「議会は全ての会議を原則として公開しなければならない。会議とは委員会及び～」という表現ではだめなのか。それであれば理解しやすいのではないか。
- 委員長
- J委員からの意見を基に検討させていただいて、形式的な問題は別にして、会議の範囲については定まっているので内容的な問題はないと理解した。
- D 委員
- 条文は「議会は全ての会議を原則として公開しなければならない。」として、全ての会議の内容については解説で説明すればすっきりするのではないか。
- 委員長
- 会議の範囲を明確にしたいので条文中に入れているのだが、場合によっては解説に入れても良いのかもしれない。
  - 地方自治法の説明で（ ）がついているが、地方自治法が引用されるのは2か所程度なので、（ ）を使わずにそれぞれ地方自治法と表現すれば（ ）をつけなくても良いのではないかと思う。
  - いずれにせよ技術的なことなので、内容に問題はないと思われる。
  - 今後庁内で検討する時に法令審査という形で法文として妥当かどうかもう一度チェックする場があり、そこで何か問題があれば再度確認することになるので、今回の意見は議事録として残し、庁内で審査する時に確認するということがか。
- J 委員
- 提言書案なのだから修正していただきたい。
  - あるいは解説に入れていただきたい。
  - 議員全員協議会、各会派代表者会議、議員研究会が公開されることは明記された方がわかりやすくなると思う。
- 委員長
- 今の意見についてはこの場でこの様に修正すると決めるのは難しいと思うので、自分に一任いただきたい。
  - 基本的に提案にあったのは条文の「全ての会議」の説明の表現を入れ

替えるということと、解説に反映させるということだと思われる。

- 提言書冒頭の「提言にあたって」ではなるべく多くのことを市長に伝えたいと思うが、あまり長文だと市長も気に留めなくなってしまうと思うので1ページ半から2ページ程度に抑えたいと考えた。
- とりあえず、この市民会議は大勢で市民、議会、行政が一緒になり、また旧1市4町で検討行ってきたこと。市民主導だったということ。これは重ねて市長に伝えていきたいと思っている。
- 意見は様々あったが、条例素案に関連する範囲とういことで3点に絞り、個別条例に委ねる部分と、住民投票の請求要件、公募委員の規定について申し添えている。
- 特に異論がないのでこれで提言することとする。

### (3) 今後の日程について

#### ○ 事務局

- 来週の11月9日(水)午後6時30分から30分程度、市役所の第5会議室において市長への提言書の提出を行う。
- 市長への提言後、庁内検討会議を開催し、素案について検討を行う。
- 自治基本条例市民会議において、庁内検討会議を経た条例案について意見調整を行う会議を予定している。
- その後、市としてパブリックコメントの実施を予定している。
- パブリックコメントを受けて、再度自治基本条例市民会議を開催し条例の最終案の調整を行う。
- 予定通りに進んだとすると、平成24年4月に市としての条例案を決定し、6月の議会に上程したい。
- 上程した条例案が可決され条例として公布された場合には、周知期間を設けて10月1日より施行の予定をしている。
- 自治基本条例市民会議は、年明けになるが庁内検討の進捗を見て開催し、その後パブリックコメントを経て開催する予定。
- 一旦これで素案のとりまとめとなったので、事務局で年内を目途に反省会を兼ねた懇親会を予定させていただきたいと思っている。

#### ○ 委員長

- 提言後に少なくとも2回市民会議の開催が予定されている。庁内の検討を踏まえて1回、パブリックコメントを踏まえて1回開催する。
- 議会に提案されるのは来年の6月となる。
- とはいえ、一区切りつくだので委員の皆さんと懇親の場を設けて、お互いに労をねぎらおうと思っているのでふるって参加していただきたい。

- まずは来週、市長への手交式があるので、都合のつく方はぜひ出席していただきたい。
- K委員
  - パブリックコメントの前に市のホームページに条例素案等を掲載する予定はあるのか。
- 委員長
  - 市長への提言が終わったら、事務局には速やかにホームページに提言書を公表するようにお願いしたい。
- G委員
  - パブリックコメントは1回なのか。
- 委員長
  - パブリックコメントは1つの案件について1回で意見を求める期間が1か月間設定される。
- G委員
  - 議会基本条例の時にはあらかじめ資料を配布したと思う。
  - 事前に資料が手に入らないと質問もできないので、あらかじめ市民に資料が届くような方策を検討していただきたい。
- 委員長
  - 通常であればパブリックコメントの実施が広報等で案内されるので、周知については徹底していきたい。
  - 一部一任をいただいたが、1年をかけてこのようなかたちで提言書がまとまった。委員の皆さんには重ねて厚く御礼を申し上げる。

終了